

入り社会民主主義ヲ奉スル 總同盟ニ加盟シタルカ如キハ甚  
ク不都合ニシテ今回ノ行動ハ昨年ノ罷業結果ニ鑑ミ敢行シ  
タルモノニシテ現状ノ儘承認スルニ於テハ將來ニ一大禍根  
ヲ遺ス結果トナル故ニ主謀者ハ勿論場合ニ依リテハ全員解  
雇ヲモ敢テ辞セズ又徹底的ニ労働組合ヲ排撃セムトシ夫日  
本生産党ノ應援ヲ受ケ總同盟承認ノ強硬ナル態度ヲ示シ會  
社創立當時ヨリノ囑託タル前記関根喜四郎ヲシテ爭議対策  
ヲ講セシメツツアルカ其ノ行動大様次ノ如シ  
ノ爭議發生ト同時ニ關根ヲ通シ別項記載ノ如ク生産党ノ應  
援ヲ依頼セリ

又之レカ為ノ生産党ヨリ、十月十四日ヨリ制限ヲ着シタル  
石川清純 新田定見 佐々木一栄 鷲尾金次 北條格夫 横  
山 斌 計六名工場ニ來援事務所權ニ依テ總所ヲ設ケ場内  
警備ヲ為レツツアリ

又十月十五日附テ以テ翌十六日爭議開始前策トシテ別記(三)  
就業勸告書ヲ各職工自定ハ郵送セリ

又十一月二十二日「町の皆様にお告げします」ト綴スル別記  
(三)ノ爭議諒解書ヲ工場附近民家ニ及夫ヲシテ配布セシメタリ  
ト發生以來社長七 裏切職工四 女工三 又夫十四名ヲ以テ  
作業シツツアリタルカ更ニ十一月十三日臨時工十四名ヲ  
雇入レ現在四十名(北内男三名 女三名 工場内食堂及新設夜屋三  
名 宿舎三)ヲ以テ平常ノ七割ニ相當スル作業ヲ為レツツアリ

(2) 爭議団側ノ態度  
從業員側ハ發生原因ヲ記スル如ク本月六日午前七時ト  
始業時ヨリ罷業工場附近タル

大森區大森西ノ六六二 職工 中村政義  
方ヲ暫定的ニ爭議団依本部トシテ集合他社ニ比シ優待考思  
ナルヲ以テ飽ク迄要求貫徹期ニ及ニ上程ノ之トテ対策協